条第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十一の二十六中「第五十二条の六十一の十九第二号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七第二号」と、「第五十二条の六十一の二十第三号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の八第三号」と、同法第五十三条第五項中「第五十二条の六十一の十第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項又は第九十五条の五第一項」と、同法第五十六条第十三号及び第十五号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の二第一項」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十一の十九」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五の七」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の二に次の三号を加える。

六　第九十五条の五の二第一項の規定に違反して登録を受けないで農林中央金庫電子決済等代行業を営んだ者

七　不正の手段により第九十五条の五の二第一項の登録を受けた者

八　第九十五条の五の九第四項の規定による農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反した者

第九十八条の三中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項の規定」に、「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十九条中「受けた者」の下に「若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは農林中央金庫電子決済等代行業者と農林中央金庫電子決済等代行業者から農林中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者」を加え、同条第一号中「又は準用銀行法第五十二条の五十第一項」を「、準用銀行法第五十二条の五十第一項若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三」に改め、同条第三号中「第二項若しくは」を「第二項、」に、「の規定」を「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項若しくは第二項の規定」に改め、同条第四号中「第二項若しくは」を「第二、」に改め、「第五十二条の五十四第一項」の下に「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項若しくは第二項」を加え、同条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類」を加える。

第九十九条の二の六を第九十九条の二の七とし、第九十九条の二の五を第九十九条の二の六とする。

第九十九条の二の四に次の一号を加える。

五　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の二の四を第九十九条の二の五とする。

第九十九条の二の三の次に次の一条を加える。

第九十九条の二の四　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の三第一号中「若しくは第九十五条の八第一項」を「、第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の七第一項若しくは第九十五条の八第一項」に、「準用する銀行法」を「準用する同法」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の協会員と誤認されるおそれのある文字を使用した者

第九十九条の四第一号中「第九十八条の三」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項第五号中「除く。）」の下に「、第九十八条の三第三号」を加え、「第九十九条の二の四」を「第九十九条の二の五」に改める。

第百条第一項中「又は農林中央金庫代理業者」を「、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者」に、「が法人」を「、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人」に改め、「清算人」の下に「又は認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人」を加え、同項第十九号の二中「若しくは第九十五条の三第三項若しくは」を「、第九十五条の三第三項若しくは第九十五条の五の九第二項、」に改め、「第五十二条の二の九、」を削り、「の規定」を「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六若しくは第五十三条第五項の規定」に改め、「、公告若しくは掲示」を削り、同項第十九号の六中「の規定」を「又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十八第一項の規定」に改め、同号を同項第十九号の七とし、同項第十九号の五中「の規定」を「若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定」に改め、同号を同項第十九号の四を第十九号の五とし、第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四　準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第百条の二の次に次の一条を加える。

第百条の三　正当な理由がないのに第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

第百二条第二号中「商号中に、」を「商号中に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第九条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　監督（第五十六条―第六十条）」を「第八章　監督（第五十六条―第六十条の二）　商工組合中央金庫電子決済等代行事業（第六十条の二―第六十条の三十四）」に改める。

第五十六条第一項中「及び代理組合等」を「、代理組合等、第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行事業者、同条第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会及び第六十条の三十二第一項に規定する電子決済等代行事業者」に改め、同条第二項ただし書中「から第六十一条まで」を「、第六十条、第六十条の三、第六十条の四第一項、第六十条の五から第六十条の八まで、第六十条の九第一項、第六十条の十五、第六十条の十六第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項、第六十条の十八、第六十条の十九第一項及び第二項、第六十条の二十、第六十条の二十一、第六十条の二十四、第六十条の二十九第一項、第六十条の三十、第六十条の三十一、第六十条の三十二第二項から第四項まで、第六十条の三十三、第六十一条」に改め、同条第三項中「及び第五十八条」を「、第五十八条、第六十条の十七及び第六十条の二十九」に改め、同条第五項ただし書中「次条第二項」の下に「、第六十条の二第一項、第六十条の四、第六十条の六第一項、第六十条の七第一項及び第三項、第六十条の八、第六十条の十、第六十条の十二、第六十条の十三第一項及び第二項、第六十条の十四、第六十条の十五、第六十条の十九第二項、第六十条の二十六第一項、第六十条の三十一」を加える。